

ヘイトスピーチ解消のための法律が施行されました。

県営都市公園を利用される皆さんへ

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチが大きな社会問題となっています。

こうした行為は、人としての尊厳を傷つけるだけでなく、それを見たり聞いたりした人々に不安感や嫌悪感を与え、差別意識を助長することにもつながりかねません。

このヘイトスピーチ問題に関連し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）が施行されました。

この法律では、国民は、ヘイトスピーチのない社会の実現に向けて努力しなければならないとされておりま

県営都市公園は、スポーツやレクリエーション、文化交流の場として、たくさんの皆さんに利用されており、その公園としての目的からも、また、今回の施行された法律の趣旨からも、公園内でのヘイトスピーチは許されるものではありません。

一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、ご理解とご協力をお願いします。

平成28年6月3日
福岡県建築都市部公園街路課

(管理係 tel 092-643-3724)

福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課

(調整係 tel 092-643-3325)